

★非課税期間が終了するファンドをロールオーバーする（非課税枠へ移す） 予定のお客さま

【取引②】

ロールオーバー予定のファンドの解約において、申込日が2021年、受渡日が2022年となる場合

⇒ **ロールオーバー後、投資信託を解約することになりますので、その分 2022 年の非課税枠を利用することになります。**一度利用した非課税枠は再度利用することができません。

【事例】

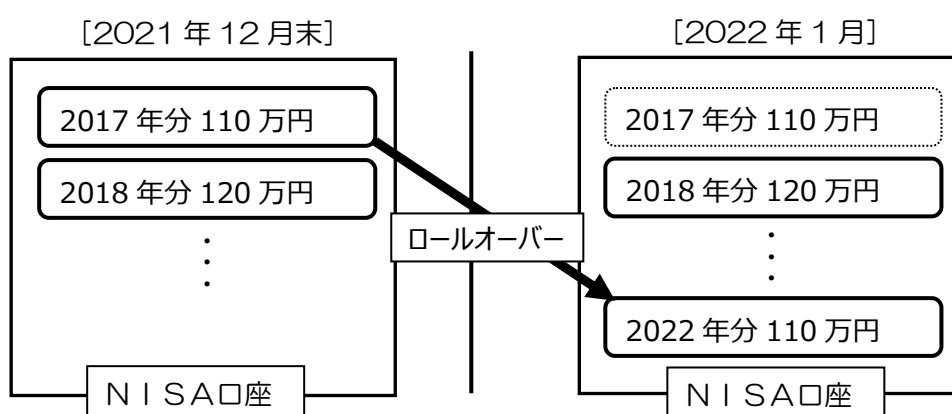
取引内容：投資信託 110 万円の解約（NISAを利用・ロールオーバー予定）

申 込 日：2021 年 12 月 29 日、約 定 日：2021 年 12 月 30 日

受 渡 日：2022 年 1 月 8 日、ロールオーバーするファンドの評価額：110 万円

⇒ 上記事例の場合、2022 年分の非課税枠を 110 万円分利用したことになります。

【イメージ図：ロールオーバー時におけるNISA口座内の非課税枠の状況】



- ・ 2021 年に申し込みの取引であっても、受渡日が 2022 年となる場合は、上記 [2022 年 1 月] の状況で取引が行われることになります。